筆界特定の申請が取り下げられた旨の公告

下記の筆界特定の手続に係る申請は取り下げられたので、不動産登記規則第２４５条第４項の規定により、公告します。

令和８年１１月４日　　大阪法務局　　筆界特定登記官

記

筆界特定手続の表示

手続番号　　令和８年第５号
対象土地　　和泉市久井町９番１
　　同所　　７番
手続番号　　令和８年第６号
対象土地　　和泉市久井町９番１
　　同所　　８番